

26 修士

平成 26 年度

履 修 便 覧

東京藝術大学

大学院音楽研究科(修士課程)

目 次

I. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規	1
II. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する内規	2
III. その他の内規	3
IV. 指導教員及び担当科目表	4
V. 専攻別教育課程表（別表 I）	
1. 作曲専攻	7
2. 声楽専攻	7
3. 器楽専攻	8
4. 指揮専攻	11
5. 邦楽専攻	11
6. 音楽文化学専攻	14
VI. 専攻別開設科目（別表）	
1. 作曲専攻	17
2. 声楽専攻	18
3. 器楽専攻	19
4. 指揮専攻	22
5. 邦楽専攻	22
6. 音楽文化学専攻	23
VII. 留学に係る履修上の特例	26
VIII. 教職課程	27
IX. 学生生活	28
X. 東京藝術大学大学院学則（抄）	32
XI. 東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）	38
XII. 東京藝術大学学位規則（抄）	40
XIII. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項	42

I. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規

改 正 昭和54年12月13日

最近改正 平成24年6月14日

履修方法

1. (1) 音楽研究科教育課程

学生は、2年以上在学し、専攻別教育課程表（別表Ⅰ）にしたがって必修科目並びに選択科目をあわせて30単位以上を修得するものとする。学位取得のためには30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士作品もしくは修士演奏の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学位（修士）取得のための最低単位数

各専攻における学位（修士）取得のための最低単位数は、専攻別教育課程表（別表Ⅰ）の取得単位欄の合計に定める単位数である。

(3) 学位の授与

修士の課程を修了した者に対しては、「修士（音楽）」の学位を授与する。

2. 学生は、いずれかの研究室に所属し、指導教員の指導により研究するものとする。

3. 必修科目は、所属指導教員の指定によるものとする。

4. 選択科目については、あらかじめ所属教員の指導を受けて履修するものとする。

5. 学生は、選択科目として学部において開設する科目を履修することができる。ただし、大学院の修了要件単位として認める限度は4単位以内とする。学部生として単位を修得した授業科目の再履修はできない。ただし、外国語演習又は楽理科開設の実技は再履修できる。また、学部・大学院共通科目については、一般の大学院開設科目と同様に（他専攻の授業科目として）履修することもできる。

他の大学院の授業科目を履修し修得した単位数は、他専攻の授業科目として取り扱う。

6. 「言語・音声トレーニングセンター」開設科目のうち、「会話Ⅱ、Ⅲ」「作文上級」「朗読法演習」「実用〇〇語Ⅱ」、「ドイツ・リート歌詞演習」（各2単位）を履修したものについては、前項に規定する「学部開設授業科目」の単位として認定する。ただし「英語作文Ⅲ」については学部・大学院共通科目に準じ、これを一般の大学院開設科目と同様に（他専攻の授業科目として）履修することもできる。

7. 演奏芸術センター開設科目及び芸術情報センター開設科目を履修した場合は、第5項に規定する「学部開設授業科目」の単位として認定する。

8. 各授業科目（学科学目・実技科目）は、総授業回数 $\frac{2}{3}$ 以上出席することが採点・成績評価の対象となる。

9. 履修登録

毎年度始め、指定された期間（学事暦及び掲示を参照）に、その年度において履修するすべての科目を届け出ること。教務システムを使用し履修登録するとともに、「履修届（研究計画届）」を提出しなければならない。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割」「授業計画書」等を検討し、計画的に履修すること。

○ 登録は定められた期間に本人が行うこと。（やむを得ない理由により、期限までに手続きできない学生は、事前に教務係に連絡すること。）

○ 登録した科目でなければ単位は修得できない。

○ 一部の科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。

○ 登録の変更・追加・取消は、原則としてできない。

○ 二重登録（同一授業時間に2科目以上を登録する）をした場合、両科目とも無効とする。

○ 室内楽実習は、前年度に次年度の履修申込み期間を設けるので、注意すること。（教務システムでの登録は新年度に行うこと。）

○ 室内オーケストラは前年度に次年度の履修申込み期間を設けるので、注意すること。（教務システムでの登録は新年度に行うこと。）

○ 「履修届（研究計画届）」は、必要事項を記入し、期限までに教務係へ提出すること。

○ 履修登録の手続きをしない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

※別表Ⅰは7頁～17頁に記載。

II. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する内規

制 定 昭和39年4月20日

最近改正 平成26年1月16日

第1条 修士論文又は修士作品もしくは修士演奏（以下「論文等」という。）の審査を受けようとする者は、大学の定めた期間内（10月中旬）に論文等の題目又は作品もしくは演奏曲目を音楽研究科長に届け出なければならない。

第2条 論文等の区分は次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻……………修士作品
- (2) 声楽専攻 }
器楽 ♪ } ……修士演奏
指揮 ♪ }
邦楽 ♪ }
- (3) 音楽文化学専攻……………修士論文

2 前記第(2)号により修士演奏を行う者は、その演奏に関する論文を加えることができる。

3 音楽教育研究分野・ソルフェージュ研究分野専攻の修士論文には、必修選択科目として選んだ分野の作品又は演奏を併せて考慮する。

4 音楽音響創造研究分野・芸術環境創造研究分野専攻の修士論文には、作品を加えることができる。
ただし、特別の事情により修士演奏を行うことができない場合は、修士論文のみで学位審査を受けることができる。

5 第1項の論文等（修士演奏を除く）は、大学が定めた期間に音楽研究科長に提出しなければならない。
論文等を期間経過後に提出した場合は、その年度内に審査を行わない。

第3条 最終試験は論文等を中心として、口述試験により行う。

第4条 論文等の審査日程及び最終試験の日程については、音楽研究科委員会により決定する。

第5条 論文等に関する審査については東京藝術大学学位規則による。

大学院修士課程 演奏専攻の学位審査について

専 攻	演奏のみ	演奏+修士論文
声 楽	○	○
ピ ア ノ		○
オルガン		○
弦	○	○
管 打		○
室 内 楽	○	○
古 楽		○
指 揮	○	○
邦 楽		○

注意事項

- ①対象学生は、修了年次4月の「研究計画書」提出までに決定する。
- ②指導教員の承認印を必要とする。

Ⅲ. その他の内規

決 定 昭和39年3月

最近改正 平成8年12月12日

1. 第1年次、第2年次の専攻実技、実習及び演習の単位認定については、後期の当該科目担当教員の平常点をもつて行い、特に試験は実施しない。
2. 第3年次以降に引き続き在学を希望する者は、原則として学位審査願書受付期間（10月中旬）までに当該主任指導教員にその旨を申告し、承諾を得たうえ、教務係に届け出るものとする。
3. 副科実技の履修は認めない。

IV. 指導教員及び担当科目表

○印は研究室主任を示す。

専攻	研究室名	指導教員名		担当科目名	
作曲	作曲第一	教授	○小鍛冶邦隆	実習、演習	
		教授	野平一郎	〃	
		教授	安良岡章夫	〃	
		准教授	鈴木純明	〃	
		准教授(兼)	林達也	〃	
	〃第二	准教授	○林達也	実習、演習	
		教授(兼)	小鍛冶邦隆	〃	
声楽	声楽第一 (独唱)	教授(兼)	川上茂	実習、演習、特殊研究	
		准教授(兼)	○菅英三子	〃	
		教授	勝部太	〃	
	声楽第二 (独唱)	教授(兼)	○福島明也	実習、演習、特殊研究	
		教授	平松英子	〃	
		准教授	甲斐栄次郎	〃	
	声楽第三 (独唱)	教授	佐々木典子	実習、演習、特殊研究	
		教授	○寺谷千枝子	〃	
	声楽第四 (独唱)	教授(兼)	○永井和子	実習、演習、特殊研究	
		准教授	櫻田亮	〃	
		教授	吉田浩之	〃	
	楽	声楽第五 (オペラ)	教授(兼)	福島明也	実習、演習、特殊研究、オペラ演技
			教授	○川上茂	〃
			教授(兼)	平松英子	〃
			教授(兼)	佐々木典子	実習、演習、オペラ演技
准教授(兼)			甲斐栄次郎	〃	
准教授(兼)			櫻田亮	〃	
教授			永井和子	〃	
教授(兼)			寺谷千枝子	〃	
教授(兼)			吉田浩之	〃	
准教授			菅英三子	〃	
	教授(兼)	勝部太	〃		
器楽	ピアノ第一	教授	○植田克己	実習、演習	
		准教授	青柳晋	〃	
	〃第二	教授	○角野裕	実習、演習、特殊講義	
		教授	伊藤恵	〃	
	〃第三	准教授	○東誠三	実習、演習	
		准教授	坂井千春	〃	
	〃第四	教授	○渡邊健二	実習、演習	
		教授	迫昭嘉	〃	

専攻	研究室名	指 導 教 員 名	担 当 科 目 名		
器	ピアノ第五	准教授	○有森 博	実習、演習	
		准教授	江口 玲	〃	
	オルガン	准教授	○廣江理枝	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
	古 楽	准教授	○大塚直哉	実習、演習、特殊研究、合奏実習（古楽アンサンブル）	
		教授	野々下由香里	〃	
	弦 楽 第 一 (ヴァイオリン)	教授	清水高師	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
		准教授	玉井菜採	〃	
		准教授	漆原朝子	〃	
	〃 第二 (ヴァイオリン)	教授	○澤 和 樹	実習、演習、合奏実習	
		教授(兼)	松原勝也	実習、演習、合奏実習	
		准教授(兼)	野口千代光	〃	
	〃 第三 (ヴィオラ)	教授	川崎和憲	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
		准教授(兼)	市坪俊彦	実習、演習、合奏実習	
	〃 第四 (チェロ・コントラバス ハープ)	教授	永島義男	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
		教授	○河野文昭	〃	
		准教授	中木健二	〃	
	管 楽 第 一 (木管楽器)	准教授	高木綾子	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
		教授	○小畑善昭	〃	
		教授	山本正治	〃	
	〃 第二 (金管楽器)	准教授	○栃本浩規	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
		准教授	古賀慎治	〃	
		准教授(兼)	日高 剛	〃	
	打 楽 器	准教授	藤本隆文	実習、演習、特殊研究、合奏実習	
	楽 室 内 楽		准教授	日高 剛	実習、演習、特殊研究
			教授	○松原勝也	実習、演習
			准教授	市坪俊彦	〃
			教授(兼)	迫 昭嘉	実習
		教授(兼)	伊藤 恵	〃	
		准教授(兼)	有森 博	〃	
		准教授(兼)	東 誠三	〃	
		准教授(兼)	青柳 晋	〃	
		准教授(兼)	江口 玲	〃	
		教授(兼)	澤 和 樹	〃	
		教授(兼)	清水高師	〃	
		教授(兼)	永島義男	〃	
		教授(兼)	河野文昭	〃	
		准教授(兼)	中木健二	〃	
		准教授(兼)	漆原朝子	〃	
		教授(兼)	川崎和憲	〃	
		准教授(兼)	玉井菜採	〃	
		准教授(兼)	野口千代光	〃	
		准教授(兼)	高木綾子	〃	
		准教授(兼)	栃本浩規	〃	
		教授(兼)	小畑善昭	〃	
		教授(兼)	山本正治	〃	
		准教授(兼)	古賀慎治	〃	
	准教授(兼)	藤本隆文	〃		

専攻	研究室名	指導教員名		担当科目名
指揮	指 揮	教 授	尾高忠明	合奏実習、実習、演習、特殊研究
		教 授(兼)	澤 和 樹	〃
邦 楽	邦 楽 第 一	准 教 授	小島直文	実習、演習、特殊研究
		准 教 授	味見 純	〃
	〃 第 二	教 授	萩岡松韻	実習、演習、特殊研究
		准 教 授	吉川さとみ	〃
	〃 第 三	教 授	武田孝史	実習、演習、特殊研究
		教 授	関根知孝	〃
	〃 第 四	准 教 授	盧 慶 順	実習、演習、特殊研究
		准 教 授	露木雅弥	〃
音 楽 文 化 学	音楽学第一 (体系的音楽学)	准 教 授	○福中冬子	実習、演習
		教 授(兼)	植村幸生	〃
	〃 第 二 (西洋音楽史)	教 授	○土田英三郎	実習、演習
		教 授	片山千佳子	実習、特殊研究
		教 授	大角欣矢	〃
	〃 第 三 (日本・東洋音楽史)	教 授	○塚原康子	実習、演習
		教 授	植村幸生	〃
	音 楽 教 育	教 授	○佐野 靖	実習、演習、特殊研究
		教 授	山下薫子	〃
		教 授(兼)	塚原康子	実習
			専攻別担当教員	専攻別実習
	ソルフェージュ	准 教 授	テジュネ, ローラン	演習、実習、特殊研究
		准 教 授	○照屋正樹	〃
			専攻別担当教員	専攻別実習
	応 用 音 楽 学	教 授	枝川明敬	演習、実習、特殊研究
		教 授	○畑 瞬一郎	〃
		教 授(兼)	佐野 靖	実習
		教 授(兼)	杉本和寛	実習、演習
	音 楽 文 芸 言 語 芸 術	准 教 授	○大森晋輔	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義 (仏 語)
		教 授	杉本和寛	〃 (日本古典)
准 教 授		佗美真理	〃 (英 語)	
教 授		檜山哲彦	〃 (独 語)	
教 授(兼)		畑 瞬一郎	〃 (伊 語)	
音 楽 音 響 創 造	教 授	○西岡龍彦	実習、演習、特殊研究	
	教 授	亀川 徹	〃	
	准 教 授	丸井淳史	〃	
芸 術 環 境 創 造	教 授	○熊倉純子	実習、演習、特殊研究	
	准 教 授	市村作知雄	〃	
	准 教 授	毛利嘉孝	〃	

V. 専攻別教育課程表（別表 I）

1. 作曲専攻

- 作曲研究分野
- エクリチュール研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次	
		1年次	2年次
必修科目	作曲実技演習	I 8	II 8
	楽曲研究	4	
	作品演奏会		4
	原書講読	I 4	II 4
	外国語(注1)	4	4
選択科目	他専攻の授業科目	4	
	学部開設授業科目		
	原典特殊講義		
	音楽研究基礎		
取得単位合計		44	

(注1) 外国語は、英語を必修とする。学部開設授業「英語演習」、あるいは同科目をすでに履修済みの場合は「原典特殊講義(英語)」を選択すること。

前記科目を履修後は、4単位を必要に応じて英語以外の語学、あるいは「原典特殊講義」に変えることが出来る。

2. 声楽専攻

- 独唱研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	声楽実習・楽曲分析演習(独唱)	I 7	II 7	14	18	38
	修士リサイタル(注1)	4		4		
選択科目	声楽特殊研究I(注2)	4~16		20		
	声楽特殊研究II(注3)	4~12				
	重唱特別演習 (アンサンブル特別演習)	4~8				
	歌曲分析演習	4~8				
	音楽リサーチ法	2~4				
	原典特殊講義	4				
	他専攻の授業科目	4				
学部開設授業科目	4					

<注1> 修士リサイタルは20分程度のプログラムとする。実施時期については、1年次の最後に演奏することを原則とする。

<注2> 「声楽特殊研究I」(日・独・仏・伊・英米の歌曲特殊研究、及び韻律学概論 各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

<注3> 「声楽特殊研究II」(宗教音楽、ドイツ歌曲解釈法と演奏法、等の特殊研究 各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

○ オペラ研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数			
		1年次	2年次	小計	中計	合計	
必修科目	声楽実習・楽曲分析演習(オペラ)	I 5	II 5	10	28	42	
	オペラ実習	I 舞台表現術	3	3			6
		II バレエ					
		III 基礎演技					
オペラ総合実習 (オペラ・ハイライト公演、 オペラ定期公演を含む)	6	6	12				
選択科目	声楽特殊研究Ⅰ (オペラA・B) <注1>	4	4	14			
	オペラ台本講読法	4	4				
	声楽特殊研究Ⅰ (オペラA・Bを除く) <注2>	4～8					
	声楽特殊研究Ⅱ <注2>	4～8					
	重唱特別演習	4～8					
	オペラ分析演習	4～8					
	音楽リサーチ法	2～4					
	原典特殊講義	4					
	他専攻の授業科目	4					
学部開設授業科目	4						

<注1> 「声楽特殊研究Ⅰ(オペラA)」 「声楽特殊研究Ⅰ(オペラB)」: オペラ専攻生は、AとBのどちらも履修することが望ましい。どちらを一年次に取得すべきかは教員の指導による。

<注2> 「声楽特殊研究Ⅰ」: 特殊研究(日・独・仏・伊・英米の各歌曲特殊研究等、各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

「声楽特殊研究Ⅱ」(宗教音楽、ドイツ歌曲解釈法と演奏法、等の特殊研究 各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

3. 器楽専攻

○ ピアノ研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	器楽実習・楽曲分析演習(Pf)	I 7	II 7	14	30	44
	修士リサイタル	4		4		
	音楽リサーチ法	4		4		
	器楽特殊研究	8		8		
選択科目	室内楽実習	4		4		
	歌曲伴奏概論	2	2	4		
	伴奏実技演習	2		2		
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
音楽研究基礎	4		4			

<注1> 修士リサイタルは概ね1時間とする。

<注2> 伴奏実技演習は作曲・声楽・弦・管打楽器のレッスン・学内演奏・試験等での伴奏を単位として認定するものである。伴奏する当該科の各専門教員の認印によって、演習の状況を確認する。又、前期後期それぞれ7回程度の回数が必要である。

<注3> 音楽研究基礎は、修士論文作成上の指導を受けるものであり、履修することが望ましい。

○ オルガン研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	専攻実技 (Org)	I 3	II 3	6	16	30
	楽曲分析演習 (Org)	I 2	II 2	4		
	オルガン即興実技(大学院)	I 1	II 1	2		
	修士リサイタル<注1>	4		4		
選択科目	器楽特殊研究	4	4	8	6	
	合奏実習<注2>	2	2	4		
	古楽文献研究または 音楽リサーチ法 I・II	4		4		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4	4	8		
	学部開設授業科目	4	4	4		
	原典特殊講義	4	4	4		

<注1> 年1度のリサイタル。最終年度は修了演奏を兼ねる。

<注2> 古楽研究分野開設の古楽アンサンブルをもって代えることができる。

○ 弦楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次				修得単位数		
		1年次		2年次		小計	中計	合計
必修科目	器楽実習 (弦楽)	I 3	II 3			6	18	34
	楽曲分析演習 (弦楽)	I 4	II 4			8		
	修士リサイタル	4				4		
選択科目	器楽特殊研究	2	2	2	2	8	8	
	室内楽実習	4		4		8		
	オーケストラ実習	2	2	2	2	8		
	チェンバーオーケストラ実習※	2	2	2	2	8		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4				4		
	学部開設授業科目	4				4		
	原典特殊講義	4				4		
	音楽研究基礎	4				4		
音楽リサーチ法	2~4				2~4			

※このオーケストラは、履修希望者によって編成される。希望者多数の場合はオーディションを行う。

○ 管打楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	器楽実習・楽曲分析演習(管打楽)	^I 7	^{II} 7	14	18	34
	修士リサイタル	4		4		
選択科目	器楽特殊研究	4	4	8	8	
	室内楽実習	4	4	8	8	
	オーケストラ実習	4	4	8		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
音楽研究基礎	4		4			

○ 室内楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	室内楽実習・演習(室内楽)	^I 8	^{II} 8	16	16	36
選択科目	室内楽特殊研究	2	2	8	8	
	☆室内楽実習	4		8	12	
	オーケストラ実習	2	2	8		
	チェンバーオーケストラ実習※	2	2	8		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む<注>)	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
音楽研究基礎	4		4			

<注> ①器楽専攻の他の研究分野の「他楽器専攻」として、室内楽で専攻する楽器と同じ楽器を選択することは認めない。

②選択科目「室内楽実習」の授業編成は、担当教員と協議の上、決めることもできる。

☆室内楽の専攻実技と異なる楽器編成のもの履修に限る。

※このオーケストラは、履修希望者によって編成される。希望者多数の場合はオーディションを行う。

○ 古楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	専攻実技(古楽)	^I 3	^{II} 3	6	14	34
	古楽分析演習	^I 2	^{II} 2	4		
	修士リサイタル	4		4		
選択科目	古楽特殊研究※1	4	4	8	12	
	古楽アンサンブル※2	2	2	4	8	
	専攻外古楽実習	2		2		
	古楽文献研究または 音楽リサーチ法I・II	4		4		
	学部開設授業科目※3	4		4		
	原典特殊講義または 音楽研究基礎	4		4		
	他専攻の授業科目	4		4		
	選択古楽特殊研究※1	4		4		
選択古楽アンサンブル※2	2		2			

※1 古楽特殊研究IまたはIIを、各年次1つずつ履修する。1年次と2年次で異なる教員の授業を選択しても構わない。

また、それ以上に古楽特殊研究の単位を取得した場合(同一年次にIとIIを同時に履修した場合など)は、4単位を上限に選択古楽特殊研究として単位を加算するものとする。

※2 必修科目として毎年古楽アンサンブルI～IIIから1つを選択し履修する。
同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、2単位を上限に選択古楽アンサンブルとして単位を加算するものとする。

※3 古楽アンサンブルを除く。

4. 指揮専攻

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	指揮実習・演習 (含・合奏実習、オーケストラ)	^I 7	^{II} 7	14	14	30
選択科目	指揮特殊研究	4	4	8	12	
	指揮楽書特殊研究	4		4		
	他専攻の授業科目	4		4	4	
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		

5. 邦楽専攻

○ 長唄三味線・清元三味線・常磐津三味線

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目※	2～4		2～4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

※学部において既習のものは除く。

○ 長唄・清元・常磐津

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目※	2～4		2～4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

※学部において既習のものは除く。

○ 邦楽囃子

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目※	2～4		2～4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
芸術情報関連科目	2	2	4			

※学部において既習のものは除く。

○ 日本舞踊

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習(日本舞踊)	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習(日本舞踊)	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目※	2～4		2～4		
	日本舞踊関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
芸術情報関連科目	2	2	4			

※学部において既習のものは除く。

○ 山田流箏曲

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	箏曲芸術論	2	2	4		
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目※	2～4		2～4		
	箏曲合奏関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		
箏曲実技(演奏)論	4	4	8			

※学部において既習のものは除く。

○ 生田流箏曲

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	I 4	II 4	8	22	30
	邦楽演習	I 4	II 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	I 3	II 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4		4		
	他専攻の授業科目	2~4		2~4		
	学部開設授業科目※	2~4		2~4		
	箏曲合奏関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		
音楽リサーチ法	2~4		2~4			

※学部において既習のものは除く。

○ 尺八

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	I 4	II 4	8	22	30
	邦楽演習	I 4	II 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	I 3	II 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目※	2~4		2~4		
	邦楽合奏関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

※学部において既習のものは除く。

○ 能楽・能楽囃子

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	I 4	II 4	8	22	30
	邦楽演習	I 4	II 4	8		
	邦楽実習	I 3	II 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目※	2~4		2~4		
	能楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

※学部において既習のものは除く。

6. 音楽文化学専攻

○ 音楽学研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽学演習 ※①	4	4	8	22	30
	音楽学実習 ^I	3	^{II} 3	6		
	音楽学特殊研究 ※②・③	4	4	8		
選択科目	音楽学実験	2	2	4	8	
	音楽学演習 ※①	4		4		
	音楽学特殊研究 ※②	4		4		
	他専攻の授業科目 ※④	4		4		
	学部開設授業科目 ※⑤	4		4		
	原典特殊講義	4		4		

※① 必修科目の「音楽学演習」は指導教員の開設するもの、または指導教員が指定するもの。それ以外の「音楽学演習」を履修した場合は、選択科目とみなされる。

※② 必修科目の「音楽学特殊研究」は指導教員の開設するもの、または指導教員が指定するもの。それ以外の「音楽学特殊研究」を履修した場合は、選択科目とみなされる。

※③ ただし、外国人留学生については、「音楽学特殊研究」以外の指導教員の指定する大学院開設科目をこれに充てることができる。

※④ 他専攻の授業科目には、「音楽研究基礎」を含まない。

※⑤ 指導教員の認定するものに限る。

○ 音楽教育研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽教育学演習	4	4	8	14	30
	音楽教育学実習 ^I	3	^{II} 3	6		
選択科目	作曲 声楽 器楽実習 指揮 邦楽 音楽学 ※①	^I 4	^{II} 4	8	8	
	教育学特殊研究	4	4	8	8	
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		
	室内楽実習	4		4		
	歌曲伴奏概論 ※②	2	2	4		

※① 「音楽学実習」は、音楽学研究分野の「音楽学特殊研究」をもって充てることができる。

※② ピアノを専攻した者に限る。

○ ソルフェージュ研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	ソルフェージュ研究演習	I 4	II 4	8	20	30
	ソルフェージュ研究実習	I 4	II 4	8		
	ソルフェージュ特殊研究	4		4		
選択科目	作曲 声楽 器楽 ソルフェージュ指揮実習 邦楽 音楽学※①	I 3	II 3	6	6	
	他専攻の授業科目	4		4	4	
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
音楽研究基礎	4		4			

※① 「音楽学実習」は、音楽学研究分野の「音楽学特殊研究」をもって充てることができる。

○ 応用音楽学研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	応用音楽学演習※	4	4	8	14	34
	応用音楽学実習	3	3	6		
選択科目	応用音楽学特殊研究	16		16	16	
	応用音楽学演習※	16		16	16	
	他専攻の授業科目	4		4	4	
	学部開設授業科目	4		4		
原典特殊講義	4		4	4		
音楽研究基礎	4		4	4		

※必修科目の「応用音楽学演習」は指導教員の開講するもの、または指導教員が指定するもの。その他の「応用音楽学演習」は選択科目として履修することができる。

○ 音楽文芸研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽文芸演習	I 4	II 4	8	18	34
	音楽文芸実習	I 3	II 3	6		
	総合演習※1	4		4		
選択科目	音楽文芸演習※2	16		16	16	
	音楽文芸特殊研究	16				
	他専攻の授業科目	16				
	原典特殊講義	16				
学部開設授業科目	16		16	16		

※1 「総合演習」は、本分野の全常勤教員と全学生が参加し、1年を通じて演習を行い、年度末にレポート等の提出を求めるものである。

※2 必修科目の「音楽文芸演習」は指導教員の開講するもの、または指導教員が指定するもの。その他の「音楽文芸演習」は選択科目として履修することができる。

○ 音楽音響創造研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽音響創造演習	I 4	II 4	8	14	30
	音楽音響創造実習	I 3	II 3	6		
選択科目	音楽音響創造特殊研究	16※		16	16	
	総合演習					
	他専攻の授業科目					
	他学部開設授業科目					
学部開設授業科目						

※選択科目の履修に関しては、指導教員と相談の上、決定すること。

○ 芸術環境創造研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	芸術環境創造演習	I 4	II 4	8	14	30
	芸術環境創造実習	I 3	II 3	6		
選択科目	芸術環境創造特殊研究	16※		16	16	
	総合演習					
	他専攻の授業科目					
	他学部開設授業科目					
学部開設授業科目						

※選択科目の履修に関しては、指導教員と相談の上、決定すること。

VI. 専攻別開設科目（別表）

共通注意事項：年度によっては開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず時間割表により確認すること。

1. 作曲専攻

○ 作曲・エクリチュール

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	作曲第1 研究室	作曲実習 作曲演習	教授 小鍛冶 教授 野平 教授 安良岡 准教授 鈴木	※実習・演習は各専攻別ゼミナールとし、修士作品作成のための個人指導を内容とする。
	作曲第2 研究室	同上	准教授 林	
選択科目	原典特殊講義		担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	音楽研究基礎			

2. 声楽専攻

○ 独唱・オペラ

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	声楽第1 研究室	声楽実習 楽曲分析演習	教授(兼) 川上 准教授(兼) 菅 教授 勝部 他 声楽講師	※演習（オペラ演技演出論を除く） は各専攻別のゼミナールとし、 修士演奏（論文・音楽資料等を含 む）のための個人指導を内容 とする。
	声楽第2 〃	〃	教授 福島 教授 平松 准教授 甲斐 他 声楽講師	
	声楽第3 〃	〃	教授 佐々木 教授 寺谷 他 声楽講師	
	声楽第4 〃	〃	教授(兼) 永井 准教授 櫻田 教授 吉田 他 声楽講師	
	声楽第5 〃	オペラ総合実習 オペラ実習 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 楽曲分析演習 (演技演出論を含む)	教授(兼) 佐々木 教授(兼) 寺谷 教授(兼) 福島 准教授(兼) 櫻田 准教授(兼) 甲斐 教授 永井 教授 川上 教授(兼) 吉田 教授(兼) 平松 准教授 菅 教授(兼) 勝部 助手 直井 他 オペラ講師	
選択科目	声楽特殊研究Ⅰ	日本歌曲	教授 永井 教授 福島	
	声楽特殊研究Ⅰ	ドイツ歌曲	教授 寺谷 教授 佐々木 教授(兼) 檜山	
	声楽特殊研究Ⅰ	イタリア歌曲	教授 吉田 講師(非) E.アリエンティ	
	声楽特殊研究Ⅰ	英・米歌曲	教授 勝部 教授 平松 准教授(兼) 侘美	
	声楽特殊研究Ⅰ	フランス歌曲	講師(非) 太田 教授 寺谷	
	声楽特殊研究Ⅰ	韻律学概論	教授 川上 講師(非) E.アリエンティ	
	声楽特殊研究Ⅰ	オペラA	教授 川上 講師(非) 三石	オペラ専攻生向け
	声楽特殊研究Ⅰ	オペラB	教授 川上 講師(非) 榎アリエイサ	オペラ歌唱と演技
	声楽特殊研究Ⅰ	オペラ台本講読法	講師(非) E.アリエンティ	

履修区分	科目名	担当	科目の主な内容
選択科目	声楽特殊研究Ⅰ オペラ史	講師(非) 井形	オペラ専攻生向け
	声楽特殊研究Ⅱ 宗教音楽	准教授 管 准教授 甲斐	
	声楽特殊研究Ⅱ イタリア歌曲解釈法	教授 吉田 (副)教授 スティーン・ローチ	
	重唱特別演習 (声楽歌曲アンサンブル)	教授 平松 准教授 甲斐 他 声楽常勤教員	主に独唱専攻生向け
	歌曲分析演習(独唱)	講師(非) 小畑・園田・ 長木・柳	独唱専攻生向け論文指導
	オペラ分析演習(オペラ)	講師(非) 井形・小畑	オペラ専攻生向け論文指導
	音楽リサーチ法	楽理科教員	楽理科が楽理科以外の院生に向けて開設する、インターネット等を活用した、音楽資料調査法の講義。
	原典特殊講義(英・独・仏・伊語、日本古典)	担当教員については 時間割を参照のこと	
	他専攻の授業科目		
	学部開設授業科目		

3. 器楽専攻

○ ピアノ・オルガン

履修区分	科目名	担当	科目の主な内容	
必修科目	ピアノ第1 研究室	器楽実習 楽曲分析演習	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏(論文を含む)のための個人指導を内容とする。	
	ピアノ第2 〃	同上		
	ピアノ第3 〃	同上		
	ピアノ第4 〃	同上		
	ピアノ第5 〃	同上		
	オルガン 〃	同上		
	器楽特殊研究(ピアノ)			教授 植田
	選択科目	器楽特殊研究		准教授 廣江
室内楽実習		担当教員は「大学院指導教員名」参照		
歌曲伴奏概論		講師(非) 平島	歌曲伴奏	
オルガン合奏実習		准教授 廣江		
原典特殊講義		担当教員は時間割 参照	英・独・仏・伊語・日本古典	
他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)				
学部開設授業科目				
音楽研究基礎				

○ 弦楽・管打楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	弦楽第1室 研究 (Vn)	器楽実習	教授 清水	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
		楽曲分析演習	准教授 玉井 准教授 漆原	
	弦楽第2 〃 (Vn)	同上	教授 澤	
			教授(兼) 松原	
			准教授(兼) 野口	
	弦楽第3 〃 (Va)	同上	教授 川崎	
			准教授(兼) 市坪	
	弦楽第4 〃 (Vc, Cb, Hp)	同上	教授 永島	
			教授 河野	
			准教授 中木	
管楽第1 〃 (木管)	同上	教授 小畑		
		教授 山本		
		准教授 高木		
管楽第2 〃 (金管)	同上	准教授 日高		
		准教授 栃本		
		准教授 古賀		
打楽器 〃	同上	准教授 藤本		
選択科目	器楽(弦楽器)特殊研究第1		教授 清水	ヴァイオリン奏法及び演奏解釈
	〃 第2		〃	〃
	〃 第3		教授 川崎	ヴィオラの役割及び奏法の研究
	〃 第4		教授 河野	チェロ奏法及び演奏解釈
	〃 第5		教授 永島	コントラバスの役割及び歴史
	〃 (管楽器)	〃 第6	教授 小畑 講師 北川	オリジナル楽器と楽曲の研究
	〃 (〃)	〃 第7	准教授 古賀 講師(兼)クリツァー	演奏上の身体の使い方の研究とアレキサンダーテクニック
	〃 (打楽器)	〃 第8	准教授 藤本	打楽器演奏概論
	オーケストラ実習		弦・管・打楽器専任教員	
	室内楽実習		担当教員は「大学院指導教員名」参照	
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)		担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典
学部開設授業科目				
原典特殊講義				
音楽研究基礎				

○ 室内楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	室内楽研究室	室内楽実習 室内楽演習	教授 松原 准教授 市坪 准教授 日高	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
選択科目	室内楽特殊研究		教授 松原	室内楽作品の分析と演奏解釈
	オーケストラ実習		弦・管・打楽器専任教員	
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)		担当教員は時間割参照	
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			英・独・仏・伊語・日本古典
音楽研究基礎				

○ 古楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	古楽研究室	専攻実技 古楽分析演習	教授 野々下 准教授 大塚 他 古楽講師	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
選択科目	古楽特殊研究Ⅰ（バロック器楽）		准教授 大塚	演奏解釈の基礎と応用
	古楽特殊研究Ⅱ（バロック声楽）		教授 野々下	
	古楽アンサンブルⅠ		准教授 大塚	リコーダー・鍵盤楽器中心
	古楽アンサンブルⅡ		教授 野々下 講師(兼) 福沢	バロック期声楽中心
	古楽アンサンブルⅢ		講師(兼) 若松 講師(兼) 鈴木秀	バロック・古典期弦楽中心
	専攻外古楽演習		教授 野々下 他 古楽講師	
	古楽文献研究または 音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ		担当教員は時間割参照	
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			英・独・仏・伊語・日本古典
他専攻の授業科目				

4. 指揮専攻

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	指揮研究室	指揮指揮実演	教授 尾高 教授(兼) 澤 他指揮科招聘教授	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
選択科目	指揮特殊研究		担当教員は時間割参照	オーケストラ指揮について
	指揮特殊研究			オペラ指揮について
	指揮楽書特殊研究			指揮楽書について
	原典特殊講義			英・独・仏・伊語・日本古典
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	音楽研究基礎			

5. 邦楽専攻

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	邦楽第1研究室	邦楽実演	准教授 小島 准教授 味見	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
	邦楽第2〃	同上	教授 萩岡 准教授 吉川	
	邦楽第3〃	同上	教授 武田 教授 関根	
	邦楽第4〃	同上	准教授 廬 准教授 露木	
選択科目	邦楽特殊研究 第1		准教授 小島	三味線音楽の研究
	〃 第2		准教授 味見	三味線音楽の研究
	〃 第3		准教授 吉川	生田流箏曲の研究
	〃 第4		教授 萩岡	山田流箏曲の研究
	〃 第5		講師(非) 徳丸	琴古流尺八の研究
	〃 第6		講師(非) 山本	都山流尺八の研究
	〃 第7		教授 関根	能楽の研究（観世流）
	〃 第8		教授 武田	能楽の研究（宝生流）
	〃 第9		准教授 廬	邦楽囃子の研究
	〃 第10		准教授 露木	日本舞踊の研究
	音楽研究基礎 (6)		教授(兼) 塚原	論文指導
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)		担当教員は時間割参照	
	他専攻の授業科目 (楽書特殊研究)			
	学部開設授業科目			
原典特殊講義		英・独・仏・伊語・日本古典		

6. 音楽文化学専攻

○ 音楽学

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽学第1講 座 (体系的) 音楽学	〔音楽学演習〕 〔音楽学実習〕	准教授 福中	※音楽学演習は各専攻別のゼミナールとし、音楽学実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
	音楽学第2 〃 (西洋音楽史)		教授(兼) 植村	
	音楽学第3 〃 (日本・東洋音楽史)		教授 土田	
			〃 片山	
			〃 大角	
			〃 塚原	
	音楽学特殊研究(各分野ごと)		教授 植村	音楽学の基本問題
選択科目	他専攻の授業科目		担当教員は時間割参照	
	学部開設授業科目			音響測定
	音楽学実験			英・独・仏・伊語・日本古典
	原典特殊講義			
	音楽学演習、音楽学特殊研究(所属分野以外)			

○ 音楽教育

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽教育研究室	音楽教育学演習 音楽教育学実習	教授 佐野 教授 山下 教授(兼) 塚原 講師(非) 岡田	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
選択科目	作曲 (実習)		実習担当教員	実習担当教員の指導によるもの。
	声楽 (〃)			
	器楽 (〃)			
	指揮 (〃)			
	邦楽 (〃)			
	音楽学 (〃)			
	教育学特殊研究		教授 佐野、准教授 山下、講師(非)岡田	子どもと音楽、音楽教育研究法
			講師(兼) 今川	創造的音楽学習
			〃 (非) 坪能	音楽教育研究法(心理学を含む)
		〃 (非) 横地		
	他専攻の授業科目		担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			
	音楽研究基礎			
	室内楽実習又は歌曲伴奏実習		担当教員は「大学院指導教員名」参照	

○ ソルフェージュ

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	ソルフェージュ研究室	ソルフェージュ研究演習	准教授テシュネ 〃 照屋 講師(兼) 遠藤	※演習はゼミナールと修士論文作成のための個人指導を内容とする。
		ソルフェージュ研究実習		
		ソルフェージュ特殊研究		
選択科目	作曲 (実習)	実習担当教員		実習担当教員の指導によるもの。
	声楽 (〃)			
	器楽 (〃)			
	指揮 (〃)			
	邦楽 (〃)			
	音楽学 (〃)			
	他専攻の授業科目	担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典	
	学部開設授業科目			
原典特殊講義				
音楽研究基礎				

○ 応用音楽学

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	応用音楽学研究室	応用音楽学演習 応用音楽学実習	教授 枝川 〃 畑 〃(兼) 佐野 〃(兼) 杉本	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
選択科目	応用音楽学特殊研究		担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典
	〃			
	〃			
	〃			
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			
音楽研究基礎				
応用音楽学演習(他専攻)				

○ 音楽文芸

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽文芸研究室	音楽文芸演習 音楽文芸実習 総合演習	教授 檜山 〃 杉本 准教授 大森 〃 侘美 教授(兼) 畑	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
選択科目	音楽文芸特殊研究		担当教員は時間割参照	英・独・仏・伊語・日本古典
	音楽文芸演習			
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
原典特殊講義				

○ 音楽音響創造

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽音響創造研究室	音楽音響創造演習 音楽音響創造実習	教授 西岡 〃 亀川 准教授 丸井	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
選択科目	音楽音響創造特殊研究 総合演習		担当教員は時間割 参照	
	他専攻の授業科目			
	他学部開設授業科目			
	学部開設授業科目			

○ 芸術環境創造

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	芸術環境創造研究室	芸術環境創造演習 芸術環境創造実習	教授 熊倉 准教授 市村 〃 毛利	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
選択科目	芸術環境創造特殊研究 総合演習		担当教員は時間割 参照	
	他専攻の授業科目			
	他学部開設授業科目			
	学部開設授業科目			

VII. 留学に係る履修上の特例

(平成17年6月9日 研究科委員会決定)

通年授業の単位分割について

年度途中で休学のうえ留学するとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位（本来の単位数の半分）が認められる（2005年度より）。

- ① 単位分割が認められる場合：
 - a. その外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている音楽院の課程に在学する場合。
 - b. 外国において特定の教育機関に在学せず、教師に個人的に師事する場合で、音楽の実技の指導を受けることが確実に証明でき、かつ当該科（専攻）部会によって教育上有効と認められた場合。
- ② 休学の開始、及び復学の時期：

半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。
- ③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。
- ④ 休学願提出時に必要な書類：
 - a. 受け入れ機関が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。
 - b. 受け入れ教師による受け入れ証明書。留学期間等を明記したもの。
 - c. 留学による休学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑤ 復学願提出時に必要な書類：
 - a. その教育機関に在学していたことを証明する資料：在学証明書、成績証明書、学生証、成績表（票）、履修票（指導教員の受講サインがあるもの）等。場合によっては授業納入済証等でもよい。学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。
 - b. その教師に実質的に師事したことを証明する資料：教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書（指導教師のサインがあるもの）。
 - ・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。
 - c. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑥ 復学後の注意事項：

上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の後半期を履修しなければならない。ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の後半期を履修しなければならない。

VIII. 教職課程

専修免許状について

- ・ 所定の教職課程の単位を修得し、(または1種免許状を取得し) かつ大学院修士学位を取得した者は、「専修免許状(中学校教諭及び高等学校教諭)」を取得することができる。
 - ・ 必要な教職課程の単位については、教務係窓口を確認すること。
- 専修免許状が取得できる教科は、[音楽](中学校教諭及び高等学校教諭)

教員免許状

教員免許状は、大学の所定単位を取得しても、本人が授与願の申請を大学または教育委員会に行わない限り、免許状は発行されない。

(1) 免許状授与願の申請

申請区分	対 象	手続場所	手続期間	申 請 手 続 順
一括申請	在学生	学生支援課	6月下旬～ 7月中旬	① 所定手数料と印鑑を持参し、手続きをする。 ② 他大学出身者は申請手続時に窓口で相談すること。 (一括申請者の手続はここで修了)
個人申請	卒業生	現住所の都道府 県教育委員会	教育委員会に よって異なる	③ 本学で「授与願」を教育委員会に単位取得証明を受ける。 ④ 個人申請者は「授与願」を教育委員会に提出する。

(2) 授与された免許状について

免許状は、再発行されないので各自大切に保管すること。万一、紛失等した場合は、教育委員会に「免許状授与証明書」を申請すること。この場合、自己の免許状の種類、番号が必要となるので、紛失等に関係なく、免許状のコピーを各自保存しておくことが望ましい。

Ⅸ. 学生生活

1. 学内在留時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00	}（ただし、4号館改修終了時までは、9：00～18：00とする。）
土・日・祝日	9：00～16：00	
休業期間中	9：00～16：00	

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。

なお、土・日・祝日については、入構の際、守衛所に学生証を預け、所定の手続きを取ることに。

・千住校地は、次のとおり。	
平日（月～金曜）	7：30～21：00（入構は20：30まで）
土・日・祝日	9：00～16：00
休業期間中	9：00～16：00
・なお、正面自動扉が施錠されている時は、自動扉脇の通用口を、学生証を用いて解除して入ること。	

2. 練習時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00	}（ただし、4号館改修終了時までは、9：00～18：00とする。）
土・日・祝日	9：00～16：00	
休業期間中	9：00～16：00	

練習時間は、学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は、一切認めない。時間延長等は、一切行わないので、終了時間を厳守すること。

また、学外者の使用は、一切認めない。

なお、ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。

3. 事務取扱い時間（音楽学部）

平日（月～金曜）	9：00～12：30
	13：30～16：30

上記時間帯以外は、事務取扱いをしない。

4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。音楽研究科における学生への連絡・伝達用の掲示板は、教務係前、5-109室前に設置してあるので、登・下校時には必ず確認しておくこと。

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

- ・学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。
- ・学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外、一切行わない。
- ・学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには、一切応じない。

5. 授業料の納入

- ・授業料は、大学から保証人宛に送られる振込依頼書により振込むこと。
- ・納入は、前・後期の2期に分けて、年額の $\frac{1}{2}$ ずつ納入すること。
- ・納入期限は、前期：4月30日、後期：10月31日である。

6. 学生証

- ・本学学生として常に携帯すること。
 - ・有効期限は2年間である。留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続きを取ること。
 - ・改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。また、紛失した場合には、すみやかに再交付の手続きをすること。
 - ・本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
 - ・学生証に関する手続き等は、音楽学部教務係で行う。また、学生証の違法使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分する。
- 通学定期券
- ・学生証、通学定期乗車券発行控及び申込用紙（各駅にある）を駅の窓口へ提出し、購入する。
 - ・住所変更等に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続きを音楽学部教務係で行うこと。
- 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ・学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
 - ・1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。
ただし、2年次生以上は1月1日以降に発行したのも、3月31日を有効期限とする。
 - ・学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
 - ・学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。
 - ・学割は学生支援課ロビーにある自動発行機を使って自分で発行すること。

7. 証明書

各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、音楽学部教務係へ申し込むこと。和文証明書の場合、発行までに3日間程度を要する。教務係窓口で相談が必要な証明書については、窓口にお問い合わせのこと。

なお、英文証明書については、発行まで約1週間を要する。

○ 証明書の種類

※	在学証明書	
※	修了見込証明書	2年次生以降で修了見込の者に発行
※	単位修得・成績証明書	2年次生以降に発行
	教育職員免許状 取得見込証明書	2年次生以降で修了見込・免許状 取得見込の者に発行
	人物証明書・推薦書	教務係窓口で相談のこと
	調査書	教務係窓口で相談のこと
	修了証明書	修了式当日以降の発行
	学力に関する証明書	教務係窓口で相談のこと

※印の証明書は自動発行機で自分で発行すること。申請書は必要ない。

（注）学生個々の理由（手続きの遅れ、差し迫った必要度等）に応じて、証明書を発行することはできないので、必要な手続きは早めに行い、提出期限を守るように、各自が心がけること。

なお、証明書の交付は、学生本人に行う。やむを得ず代理人に委任する時は、必ず委任状を添えること。

(注) 自動発行機作動時間

月曜～金曜（土・日・祝日を除く） 9：00～17：00まで

8. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。（身分異動に関する手続きは、必ず学生本人が行うこと。）

下表に示した各種手続きは、音楽学部教務係で行うこと。

休学願	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 ＜大学院学則第32、33、34条＞参照
復学願	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 ＜大学院学則第35条＞参照
退学願	受理された後、学生証を返還する。＜大学院学則第37条＞参照
学生個人情報・保証人情報変更届	〔住所・電話番号等変更〕学生証を添えて届け出る。
	〔改姓〕戸籍抄本等、改姓を証明するものと学生証を添えて届け出る。
	〔本籍変更〕戸籍抄本等、変更を証明するものを添えて届け出る。
※保証人の変更、保証人の住所変更については、教務係窓口にお問い合わせのこと。	
学生証再交付願	手数料2,000円を会計課で納付の上、願い出ること。
声種変更届	声楽専攻学生対象
講義室使用願	教務係管理の講義室を使用する場合に提出する。（第1、2、6ホールの使用手続きは演奏・楽器係で行う。）
曲目提出用紙	修士演奏会その他、試験・オーディション等において、演奏曲目を提出する指示があった場合は、期限までに提出すること。
公欠届	＜音楽学部公欠の承認基準＞参照
旧姓使用申出	戸籍抄本等を添えて申出る。

9. ロッカー

- ・学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に使用登録を受け付けるので、定められた期間内に必ず登録すること。
- ・使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるので、注意すること。（修了生は、3月までの使用。）
- ・修了生は、修了時にロッカー内を整理、空にすること。
- ・未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。また、処分された物品について、大学では一切責任を負わないので注意すること。
- ・大学では、盗難などについて、一切責任を負わないので、貴重品等は入れないようにし、暗証番号の管理に注意すること。

10. その他

- 楽器、現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止につとめること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。

- 教室、レッスン室、練習室等に許可なく私物を置かないこと。許可なく置かれた物については、紛失等があっても、大学では、一切責任を負わないので注意すること。
- 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。
- 本学には駐車スペースがないので、学内への車両乗り入れは、原則として禁止とする。楽器の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れをする場合は、事前に所定の申請書類に必要事項を記入し、届け出て許可を得ること。
- 学内での練習は、近隣住民の迷惑にならないように、練習時間を厳守すること。また、窓を開けたままでの練習は、絶対に行わないこと。
- アパート、マンション住まいの学生は、楽器演奏の音などで、居住者、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- キャッチ商法、マルチまがい商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にのることなく、断る時はきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしないこと。
- 度を越した飲酒は、厳に慎むこと。
- 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- その他、学生支援課発行の「学生便覧」に、よく目を通すこと。

11. 自転車の登録

- (1) 通学のため音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、登録手続きが必要。教務係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティ及び2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

X. 東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 平成25年 1月24日

第1章 総則

第1節 目的

（目 的）

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

（2）音楽研究科

2 前項の美術研究科及び音楽研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
	専 攻 名	専 攻 名
音楽研究科	作 曲 専 攻	音 楽 専 攻
	声 楽 専 攻	
	器 楽 専 攻	
	指 揮 専 攻	
	邦 楽 専 攻	
	音 楽 文 化 学 専 攻	

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲専攻	7	14	音楽専攻	25	75
	声楽専攻	20	40			
	器楽専攻	45	90			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	35	70			
	計	119	238	計	25	75

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期から分ける。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
 - (3) 開校記念日 10月4日
 - (4) 春季、夏季及び冬季休業日
- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業を定めることができる。

(注) 休業日は毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習 及び実技	一つの授業科目において、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の併用により行う場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合は、それぞれの授業時間数を x 、 y とすると、 $ax + by$ (a : 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、 b : 同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値) が45となるように x 及び y の時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
音楽研究科	15	15又は 30	30	
映像研究科	15	15	30	

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表 (略)

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、文化財保存学専攻にあっては36単位以上、その他の専攻にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目の履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第29条 (略)

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書並びに学生証、学生記録票及び学生カード等の書式に必要事項を記入のうえ提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第41条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて当該研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、研究科長の許可を得て1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第13条の2第2項及び第13条3第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (5) 行方不明の者

第40条～第42条 (略)

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 (略)

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長又は研究科長が、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由なく出席常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学及び停学にあつては、当該研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が行い、訓告にあつては、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行うものとする。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるものは「研究科長」と読み替えるものとする。

XI. 東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）

制 定 昭和53年2月16日

最近改正 平成20年4月1日

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項規定に基づき東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目 的）

第1条の2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

（課 程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻及び研究領域）

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) 器楽専攻
- (4) 指揮専攻
- (5) 邦楽専攻
- (6) 音楽文化学専攻

2 （略）

（指導教員）

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（授業科目及び単位）

第5条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

（成績の評価）

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

（注）参照

第2章 修士課程

第7条 修士課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教官の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、4単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第8条 学生は、学年の始めに、指導教官の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第9条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教官の合格報告をもって、これに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第10条 修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第15条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、あらかじめ、研究指導教官の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第11条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあつた者について、研究科委員会の議を経て修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第12条～第16条 (略)

第4章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

(注) 評価方法

別表2 (第17条関係)

評	価	基	準
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

1) 学科試験は100点法による。

2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。

3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

XII. 東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 平成17年11月17日

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）

第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻区分の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位には、次の各号の区分による専攻区分の名称を付記する。

(1) 学士の学位

音 楽 学 部 音 楽

(2) 修士の学位

音 楽 研 究 科 音 楽

(3) 博士の学位

音 楽 研 究 科 音 楽

音 楽 学

学 術

（学位の授与条件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 （略）

（学位論文等審査）

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」

という。)を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第11条～第14条 (略)

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、学則第91条又は第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条～第22条 (略)

XIII. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年2月28日

(目 的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏芸術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作権隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽芸術の振興に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作権隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作権隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作権隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作権隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作権隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作権隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画
- (2) 演奏作品の保存に必要なCD-ROM等デジタルメディアやサーバへの複製
- (3) 構成員、構成員であった者、共同事業者、その他学外研究者等のうち正規の手続を経て学部等に依頼を行った者への、無償での配布・ストリーミング配信
- (4) 本学ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作権隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作権隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事 務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないとして著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。